

○さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金交付要綱

令和2年3月24日告示第27号

さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の未婚者の結婚を支援することにより、市の人口の増加及び地域活性化を図るため、結婚を希望する者に幅広い出会いの機会を提供するとちぎ結婚支援センター（以下「センター」という。）に登録するために要する経費に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年3月28日さくら市規則第57号）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 未婚者であること。
- (3) 令和2年4月1日以降にセンターに登録していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 婚姻後に継続して市内に居住する意思を有すると認められること。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、とちぎ結婚支援センターに登録するために要する経費を補助する事業（以下「事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、センターの入会登録料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 補助金は、1人当たり2回まで交付することができる。

(事業の実施期間)

第5条 事業の実施期間は、令和2年度から令和3年度までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、とちぎ結婚支援センター登録補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) センターの会員証の写し
- (2) センターの入会登録料の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請をすることができる期間は、センターに登録した日から1年以内とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定した内容をとちぎ結婚支援センター登録補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請した者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする交付決定者は、とちぎ結婚支援センター登録補助金請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

さくら市長

様

申請者 住所

氏名

㊟

電話

とちぎ結婚支援センター登録補助金交付申請書

さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金を交付されるよう、さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 センター入会期日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) センター会員証の写し
 - (2) センターの入会登録料の領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金の補助対象審査のため、私の住民登録及び市税の納付状況を調査することに同意します。

また、私は、婚姻後も継続して市内に居住する意思を有しています。

本人氏名 _____ ㊟

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



とちぎ結婚支援センター登録補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで行われたさくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金の交付に係る申請について、次のとおり決定（却下）したので、さくら市とちぎ結婚支援センター登録補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 却下した理由

様式第3号（第8条関係）
様式第3号（第8条関係）

とちぎ結婚支援センター登録補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったさくら市と
ちぎ結婚支援センター登録補助金を上記のとおり交付されるよう、さくら市とちぎ
結婚支援センター登録補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

年 月 日

さくら市長 様

請求者 住所
氏名
電話

印

（補助金振込先）

金融機関名	銀行	支店
口座種別	1 当座	2 普通
口座番号		
フリガナ 口座名義		